

「県産食材等の安全確保方針」に基づく対応について

1 県産食材等の安全確保

- 当部では、「県産食材等の安全確保方針」に基づき、**県内に流通する食品**について、食品衛生法に基づく**収去検査¹**を実施し、食品中の放射性物質濃度を測定しています。

【参考 1-1,2】

また、市町村が実施する食品の放射性物質検査の結果、基準の1/2以上の値であったものについては、県が再検査を実施することとなっており、当部においては、そのうち加工品及び本県以外で生産された農林水産物について検査を実施しています。

なお、流通食品において基準超過が確認された場合は、食品衛生法に基づき速やかな回収、公表等の措置について、関係部局が連携して適切に対応することとしています。

- また、県内で採取された農林水産物の放射性物質検査の結果、**山菜類やしいたけ等**において、原子力災害特別措置法に基づく出荷制限の指示及び県による出荷自粛の要請が行われていることから、県では、小売店等に対し当該食材を販売・使用することのないよう要請するとともに、保健所等の**食品衛生監視員**が販売状況を確認しています。

【参考 2】

- その他、県内で捕獲された**野生鳥獣肉**の放射性物質検査結果等を踏まえ、放射性物質に係る基準値を超過した野生鳥獣の食肉が流通することのないよう、関係施設への指導を行っています。

2 消費者への県産食材等の安全性に関する情報提供

- 食品の放射性物質による汚染に対する県民の不安を払拭するとともに、県産食材等の風評被害を防止するため、次により、県産食材等の安全性について広く情報発信し、安心感の醸成に努めています。

- ① 食品の放射性物質汚染による健康影響等をテーマとした**リスクコミュニケーション**を県内4か所で開催しました。
- ② 食品事業者を対象とした**衛生講習会**や食の安全安心に関する**出前講座**を通じて、県産食材等の安全性について周知を図っています。
- ③ 検査結果については、速やかに**ホームページ**等により公表しています。なお、県民の関心が特に高い**山菜類**については、特集ページを設け、野生の山菜類を採取する際の留意点や県・市町村が行った検査の結果、出荷制限区域の情報等を掲載し、山菜類を採取する際の参考にしてもらっています。

¹ 収去検査：食品衛生法に基づいて食品衛生監視員が食品関係施設に立ち入り、試験検査をするために必要最小量の食品や食品添加物等を無償で持ち帰り検査することをいう。